

公益社団法人 掛川市シルバー人材センター慶弔内規

(目 的)

第 1 条 この内規は、この各号のいずれかに該当する者の弔事傷病等（以下「弔事等」という。）に際し弔意、見舞いを表すことを目的とする。

- (1) 本センター役員及び会員
- (2) その他理事長が特に必要と求めた者

(弔事等)

第 2 条 前条各号に該当した場合、申請に基づき該当各号に定めるところにより弔意見舞いを行う。申請は口頭又は伝言を問わず速やかに行うものとし、発生後 3 ヶ月をもって期限とする。

- (1) 前条に該当する者が病気で 2 週間以上入院加療中のとき。（同一傷病で再入院は除く。）

見舞金 5,000 円

- (2) 前条に該当する者が就業中の怪我で 2 週間以上入院加療中のとき。（同一傷病で再入院は除く。）

見舞金 5,000 円

- (3) 前条に該当する者が死亡したとき。

弔慰金 5,000 円及び花輪 1 基

但し、花輪が間に合わなかった場合は弔慰金 10,000 円

附 則

この内規は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

この内規は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。